



県が委託していた障がい児等療育支援事業の消費税の取扱いに一部誤りがありました

県が委託して実施する障がい児等療育支援事業について、こども家庭庁及び厚生労働省から消費税の課税対象である旨の通知があったことから、本県の取扱いを確認したところ、一部誤りがあることが判明しました。

関係する事業者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1 対象となる事業

障がい児等療育支援事業

2 経過

令和5年10月4日、こども家庭庁及び厚生労働省から当該事業は消費税課税事業である旨が通知されたことを受け、本県の取扱いを確認したところ、以下の事実が判明した。

- 平成20年度、県から当時の受託事業者に対して当該事業を「非課税」と通知し、契約書から消費税額の記載を削除。
- 平成21年度、保健福祉事務所に当該事業の事務を委任して以降、各保健福祉事務所において契約書に消費税額の記載がないまま契約していた。また、保健福祉事務所において消費税の取扱いが統一されていなかった。

3 県の対応

- 令和5年度に当該事業を受託していた12事業者のうち消費税未納の9事業者には、過去5年分(H30～R4)の修正申告を行うよう依頼。
- 消費税未納の9事業者のうち、県の過失が認められる6事業者に対しては、事業者が納めた消費税等を県が負担することとした。(別紙)

対象事業者数	県負担額
6事業者	2,629千円

4 原因及び再発防止策

(1) 原因

- 非課税とする場合の根拠の確認不足や引継ぎ・情報共有の不足、チェック機能の形骸化等

(2) 再発防止策

- 消費税法に規定された非課税事業に該当する場合は、事業実施要綱にその根拠及びその旨を明記する。
- 新たな事業を実施する場合は、所管省庁や国税庁等への確認を必ず行う。
- 会計局から全庁に向けて注意喚起の通知を発出したほか、財務会計事務専門研修のテキストに消費税の適正な取扱いについて記載した。

健康福祉部障がい者支援課
(担当) 藤木、大井
電話 026-235-7105 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2402
ファクシミリ 026-234-2369
電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

障がい児等療育支援事業に係る消費税の取扱い等について

長野県健康福祉部

1 「障がい児等療育支援事業」について

- ・在宅障がい児等の地域生活を支えるため、療育コーディネーターの配置等により、専門的療育指導や保育所等への技術的指導等を行う事業。平成9年3月に県の実施要綱制定。
- ・県内10圏域12事業者（長野、松本は2事業者）に事業を委託して実施。

＜直近6年間の総事業費及び受託事業者数＞

年度	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事業費 (千円)	125,989	127,629	129,003	128,823	130,032	130,296
受託 事業者数	12	12	12	12	12	12

2 「障がい児等療育支援事業」に係る社会福祉法上の取扱いについて

- ・令和5年10月4日、こども家庭庁及び厚生労働省から当該事業は社会福祉法上の社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象である旨が通知された。
- ・当該事業等を消費税非課税事業として取り扱っていた事例が全国的に発生している状況。

3 本県の取扱い経過及び対応

県の過失の状況		受託事業者の 状況	事業者 数	県の 負担範囲	県負担額
H20年度に 「非課税」 と通知	見積書提出 依頼文に 「非課税」 と明記	消費税・地方消費税 未納	1	消費税・ 地方消費税 ＋延滞税	2,358千円
	—	事業者が内税又は外 税の見積書を提出 (消費税・地方消 費税は未納)	5	延滞税	271千円
		各年度の納期限内に 納税済み	2	なし*	—
		地方公共団体のため 納税義務なし	1		
県の過失なし ※H20年度の「非課税」通知を受理していない (当時事業を受託していない)			3	—	
計					2,629千円

*県の過失はあるが、損害が発生していないため県負担なし